

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年9月2日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：パラオ国海洋深層水取水・利用施設に係る情報収集・確認調査（一般競争入札(総合評価落札方式－ランプサム型)）
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型）】

業務名称：パラオ国海洋深層水取水・利用施設に係る情報収集・確認調査（一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

調達管理番号：26a00633

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 9 月 2 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パラオ国海洋深層水取水・利用施設に係る情報収集・確認調査（一般競争入札(総合評価落札方式－ランプサム型)）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年11月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

また、本調査の結果に基づき、JICAが協力準備調査を行う場合には、期分けを行った上で、協力準備調査の業務を追加することもあります。その場合、以下の複数の契約履行期間に分けて契約を締結することを想定しています。

第1期：2026年11月～2027年2月

第2期：2027年2月～2028年6月

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チーム

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 9 月 8 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 9 月 9 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 9 月 14 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 9 月 18 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 10 月 8 日 10 時 30 分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定

する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/Kgwwu0KE67>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」

としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札書の提出期限後に到着した入札

3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

4) 明らかに連合によると認められる入札

5) 同一競争参加者による複数の入札

6) 条件が付されている入札

7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）
には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙1「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき

総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務において、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加する場合は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）を技術提案書に添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

1 3. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果

通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

パラオ共和国（以下、「パラオ」という。）は、太平洋のミクロネシア地域に位置し、約300の島から成る島嶼国である。島嶼国においては、消費財・生産財の別を問わず物資の大半を輸入に依存しており、この構造により、輸送費や供給不安定に起因する追加的負担が生じ、産業振興を阻害し、ひいては社会・経済発展を制約している。パラオもその例外でなく、輸入ディーゼルを燃料とする発電に依存し、電気料金は0.28米セント/kWhと高い。また農業生産が限定的であることから、食料自給率は約10～15%と極めて低く、「高カロリー・高脂肪・高糖分」な輸入加工食品に依存し、国民の健康への影響が懸念されている。加えて近年、毎年の降雨量の変動が大きく、エルニーニョ発生年には降雨量の著しい減少により渇水が発生し、飲料水の輸入依存も大きな課題となっている。

こうした島嶼国の課題の解決策として、深度数百メートル以上から汲み上げる海洋深層水の活用には大きな可能性がある。海洋深層水は低温安定性、富栄養、清浄性という特徴を有し、その特徴を生かした海洋温度差発電（OTEC）と、OTECで冷熱を利用後の海洋深層水を多段利用した魚貝類の養殖や野菜の水耕栽培、海洋深層水成分を利用した化粧品などの高付加価値商品の製造が可能である。日本では、沖縄県の離島である久米島において、久米島町役場が、沖縄県海洋深層水研究所が所有する取水設備を活用し、海洋温度差発電の実証事業や海洋深層水利用の産業の集積、大学との共同研究などを組み合わせて実施し、「久米島モデル」として高い注目を集めている。JICAはパラオに対し、「久米島モデル」の紹介を目的として「太平洋島嶼国等における海洋温度差発電および久米島モデル展開に係る情報収集・確認調査」（以下、基礎調査①とする）及び「パラオ国海洋深層水利用の民間投資促進に係る情報収集・確認調査」（以下、基礎調査②とする）を実施し、パラオにおける久米島モデルの展開・実施について、パラオ政府の強い関心と技術的見地からの一定の可能性を確認している。

他方で、過去に海洋深層水関連インフラ整備を無償資金協力で支援した事例は無く、JICAが適切な案件形成・審査、実施監理を行うには、追加的な情報収集が必要である。

第2条 調査の目的と範囲

パラオにおける海洋深層水取水インフラ整備支援を無償資金協力で実施することを念頭に、我が国における公共事業での取水インフラ整備事例について、建設に必要な環境規制を含む許認可手続きや発注者による設計・発注・契約内容についての情報を収集・整理する。その上で、パラオにおける事業案として、コンポーネント内容、施設レイアウト、想定される概算事業費、想定される事業効果、施工計画における課題などを分析する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 本調査の位置づけ

JICA は、これまで、基礎調査①にてパラオにおける海洋深層水取水可能地点としてマルキョク州沖合を特定し、基礎調査②にて、同地域を始めとするパラオ国内において政府関係者のみならず一般国民に対する「久米島モデル」や海洋深層水利用についての啓蒙活動を実施してきたことで、海洋深層水関連施設整備について一定の情報は収集している。他方、無償資金協力において海洋深層水取水設備の整備は初めてであり、多数の経験がある一般的な施設整備や土木工事と異なり、JICA が実施機関として適切な業務を行うためには、追加的な情報が必要である。そのため、日本国内の建設事例について、参考となる情報を収集・整理する。あわせて運営維持体制についても情報を収集する。

また基礎調査①においては、取水条件を踏まえた地点の特定に加え、同地点近傍のエリアにおいて、沖縄県久米島町に所在する沖縄県海洋深層水研究所及び関連産業集積エリアと同規模の施設整備の成立可能性が高いことも確認している。他方で、施設整備コストにおいて大きなポジションを占める取水管敷設の工法検討や、各コンポーネントのコストを加味した上での全体整備計画については未作成である。そこで、無償資金協力としての実施を念頭に、施設レイアウト案、想定される概算事業費、想定される事業効果、施工上の課題、社会環境への影響など、案件化検討に向けた基礎情報を整理する。

(2) 日本国内の調査対象事例について

国内の海洋深層水関連施設整備の情報収集については、対象は沖縄県久米島町に所在する施設及び、久米島は完成から25年が経過していることから、より新しい建設事例の2か所とする。JICA は沖縄県久米島町に対し、関係者へのインタビュー含む現地調査実施への協力を依頼し、承諾を得る。もう1か所については、コンサルタントの提案を踏まえ、JICA が協力の依頼を行う³。なお現地調査時にはJICA 職員が同席することを想定している。

³ 調査対象施設について、プロポーザルで提案すること。その際には、調査方法や狙いについても記載すること。

（３）パラオ側のカウンターパート機関について

２つの基礎情報収集調査を通じて、施設整備を無償資金協力で実施する場合には、Ministry of Public Infrastructure and Industries (MPII) を実施機関とすることを想定しており、本調査においても主要なカウンターパートとなる。また海洋深層水の売水や海洋温度差発電による売電事業については、Palau Public Utilities Corporation (PPUC) が、海洋深層水利用の主要産業は農・水産業となる想定であることからMinistry of Agriculture, Fisheries and Environment (MAFE) の関与も想定されている。JICA は、本調査を通じて、これらパラオ側実施機関の整理を行う。

また施設整備にあたっては地域社会の理解が不可欠であり、マルキョク州政府とのコミュニケーションも重要であることから、現地調査の実施に当たっては JICA と連携をとり丁寧な説明を実施することが求められる。

（４）想定コンポーネントについて

今回の施設整備及び維持管理体制の検討の対象は、基礎調査①のファイナルレポートにおいて「Phase 1」と整理したコンポーネント・仕様のうち、①海洋深層水取配水（深層水取水管、表層水取水管、放水管、ポンプ、一次・二次貯水設備）、②OTEC 設備（13.8kv 配電線への昇圧変圧器等の電気設備含む）、③海水淡水化設備、④冷房、⑤事務所/機械・電気棟を基本とし、⑥ビジネスエリア（野菜水耕栽培などの民間企業が設備を建設するための用地の整地及び深層水給水管設置）についても検討する。仕様については、基礎調査①記載のものをベースとするが、③については OTEC 発電と海水淡水化による造水を同時に実現するハイブリッド海洋温度差発電(Hybrid Ocean Thermal Energy Conversion : H-OTEC) 技術と低温熱利用淡水化法を比較することとし、⑤については施設管理及び広報施設を兼ねた施設とする。

（５）海洋深層水取水施設の事業効果について

本施設による事業効果としては、①直接的に発生するもの、②深層水利用産業によりもたらされるものの２種類がある。本調査においては、①については、OTEC による発電量、冷房を深層水利用に置き換えることによる電力使用量削減、深層水の売水収入を対象とする。②については、参入する民間企業の動向に左右される部分が多いが、本調査では、葉物野菜の水耕栽培、ボトル飲料水製造、化粧品産業、水産養殖を対象とし、同産業の年間生産高 25 億円をほこる沖縄県久米島町の事例をベースに検討の上、経済効果を算出する⁴。

（６）候補サイトについての情報収集

工事サイトは、海中部と陸上部に大別される。海中部については、取水管設置の工法検討を行うことを目的として、取水管の製造メーカーや設置工事实績のある業者へ

⁴ 経済効果については様々な考え方が出来るが、本調査においては、海洋深層水取水事業そのもののみに限定せず、海洋深層水が利用可能になることによって新たに生まれる産業により、もたらされる便益も含める。新たに生まれる可能性のある産業やその効果をどう測るかの考え方について、プロポーザルで提案すること。

のヒアリングを含む仕様検討に必要な情報を収集する。⁵陸上部については、パラオ側から設備建設用地として提供可能な公有地が示されており、現地踏査により分析する。

(7) 施設性能・仕様及び施設レイアウト案の検討

調査結果を踏まえて、各施設の性能・仕様及びレイアウト案を検討する。施工容易性、施設の運用の利便性、環境社会配慮の観点から 3 案を作成し、優先順位付けを行う。

(8) 施工計画案の検討

(7) での調査結果を踏まえて、施工計画案の検討を行う。特に、海洋深層水の取水管の工法については、基礎調査①にて浮遊曳航法を前提とした検討を行ったが、本調査では再度、海底曳航法との比較検討を実施し、工法を選定する。その際には最低 3 社に対しヒアリングを実施すること。また、施工時に懸念される課題も分析する。

(9) 施設建設に関する概算事業費の検討

(1)～(8)での調査結果を踏まえて、想定される概算事業費を算出する。特に①海洋深層水取管、②OTEC、③海水淡水化設備(H-OTEC または低温熱利用淡水化法)については、無償事業化された場合、事業費の太宗を占めると想定されるが、公的な積算基準が存在しないと想定されることから、最低 3 者より見積金額の情報を入手し、概算事業費を算出すること。それが困難な場合は、担当者と相談しつつ、他の代替方法を検討すること。また、これらのスコープの発注方法(設計施工分離、デザインビルト、プラント等)について比較検討し最適な発注方法を提案すること。また、事業費が増大する場合は、特定のスコープについて GCF 含めた他ドナーや日本国政府の補助金等の活用達の可能性についても検討すること。

(10) 優先協力案の提言

以上の調査結果を踏まえて、協力案について提言を行う。提言に際しては、概算事業費、施工容易性、想定される施工計画・工期、環境社会配慮などの観点を踏まえて、総合的に分析を行う。なお、想定スコープに不確定要素がある場合は、その旨記載すること(例:OTEC が稼働しない状態が頻発する可能性が高い場合は、チラー等を活用して海洋深層水の多段利用が持続可能となる利用フローを検討する必要がある等)。

第 4 条 調査の内容

(1) 調査計画の策定(準備作業)

基礎調査①の報告書のうち、事業計画及び運営維持管理体制などについてレビューを行い、無償資金協力を前提としたパラオにおける海洋深層水取水設備整備事業についての仮説を立てる。加えて、基礎調査①についてアップデートすべき点を特定し、

⁵ 取水管コストについては、国内外を問わず最低 3 者からヒアリングを行う。プロポーザルにおいて、ヒアリング対象候補の企業を、その企業が得意とする工法等を踏まえて 3 者以上提案すること。

その上で本調査における現地調査の方法や調査項目などを計画し、調査計画書について JICA の確認を得る。

(2) 国内の事例についての情報収集（国内作業）

沖縄県久米島町に所在する海洋深層水取水設備の建設の経緯、設計の思想、設備の内容、建設中及び運転開始後の課題の確認など、パラオにおける同種設備建設に参考となる情報を、文献調査や関係者へのインタビュー調査により収集する。その際、我が国の環境、建設法令に基づき、同種施設の建設にあたって留意すべき内容を整理する。また、施設の運営維持体制についての情報を収集し、必要となる人材や機材についての情報を収集する。併せて建設工事中のサンゴ礁への影響や、設備運営開始後の排水温度などの環境モニタリングなどについての情報を整理し、無償資金協力事業となった場合の環境社会配慮審査のスコーピング案作成に必要な情報を取りまとめる。

(3) 事業効果の検討（国内作業）

基礎調査①及び久米島町における海洋深層水利用産業についての情報収集をもとに、本件の事業効果について検討する。計算方法についての方針を JICA に説明の後、実際の作業を開始することとする。

(4) 候補サイトの現地調査（現地調査）

マルキョク州の候補サイトを踏査し、現地地形や自然状況等の現場確認を行う。海中部分については、海洋深層水取水管の仕様・敷設方法の検討に必要な情報をあらかじめ検討の上調査を行う。現時点では海洋条件として、水深分布・水質（温度・栄養塩）、潮流・波浪について、海底地形について地質、勾配、障害物の有無の確認を想定している。陸上部分については、マルキョク州政府から提示されている土地について測量及び簡易ボーリング調査を実施する。加えて、周辺の社会環境状況についても確認を行う。

(5) MPII を始めとするパラオ政府機関との協議（現地調査）

MPII を始めとするパラオ政府機関との面談などを実施し、本調査で検討する海洋深層水取水・利用施設に対する政策的な位置づけを整理する。また、国内作業で収集した情報をもとに、運営維持体制についての提案を行う。

(6) 海洋深層水取水・利用施設整備計画案の検討及び最適案の決定（国内作業）

現地調査により収集した情報を踏まえて、複数案を作成する。その後、事業費、事業効果、環境社会配慮、運営維持管理コストから、それらをスコアリングし、我が国 ODA 事業による協力の可能性が特に高い優先協力案を作成する。併せて、レイアウトを踏まえた鳥観図を作成すること。なお、スコアリングにおいてどの項目を優先的に考慮するかについては、JICA と相談の上、明示する。

以下の(7)から(19)の業務は、我が国政府が無償資金協力の検討を開始し、協力準備調査相当の追加業務の実施が可能となった場合、変更契約により追加し継続契約を

締結して実施する可能性がある業務である。

(7) 設計・積算方針のとりまとめ・報告

変更契約もしくは継続契約締結後 30 日以内に設計・積算方針をとりまとめ、JICA が開催する設計・積算方針会議に参加し、その内容を説明し、JICA の確認を得る。

(8) 事業内容の計画作成

現地調査結果及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に 対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1. 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現場建設事情、施工・据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2. 概略設計

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討し、概略設計を行う。検討には最低限以下の内容を含むものとする。作成に当たっては施設・機材の必要性や費用効果等を考慮し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

1. 海洋深層水建設計画（候補サイトの特定やレイアウトの確定等）

2. 海洋深層水建設計画に関する仕様設定（想定する取水地点、深度、取水量、ポンプ性能、海洋温度差発電出力など）

3. 概略設計図

4. 機材仕様書

5. 施工・調達計画

- ・ 施工・調達方針
- ・ 施工・調達上の留意事項
- ・ 施工・調達区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工・調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、施工・調達監理計画では、概略設計に基づく施工・調達監理方式、施工・調達監理体制、施工・調達監理方式（安全、品質、工程管理）等を記載する。

(9) 事業の維持管理計画策定

本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持

管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

(10) 概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)を参照し、積算総括表を作成の上で JICA に対しその内容を説明し、確認を取る こととする。

なお、機材に係る精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

1. 準拠ガイドライン

具体的な積算にあたっては、設計・積算マニュアルの補完編・機材編(2023年4月)を参照する。

2. 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3. 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、JICA がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下リスク情報を収集・分析し、これを JICA に提出する。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク(為替変動・インフレ率等)

イ) 工事量変動にかかるリスク

ウ) 自然条件にかかるリスク(地震、洪水等)

エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ) 治安状況にかかるリスク

1. 協力対象事業実施にあたっての留意事項

概略設計を踏まえ、詳細設計及び協力対象事業を実施するに当たり懸念となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と協力対象事業実施段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

2. 気候変動対策案件としての検討

本事業は気候変動対策(適応策)に資する可能性があるため、JICA がウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール【適応】(JICA Climate-FIT)の「気候リスク 評価の実施」及び「5.8.1 インフラ分野：道路の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、気候リスク(ハザード、曝露、脆弱性)を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

3. 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

4. 税金情報の収集

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について以下の点について詳しく調査する。

1. 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
2. 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
3. 付加価値税（VAT 等）
4. 資機材の輸入に課される税金や諸費用
5. その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）

また、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は JICA パラオ事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

5. 事業の評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee: DAC）の評価基準 6 点（妥当性・整合性・有効性・インパクト・効率性・持続性）に配慮し、定量的効果、定性的効果に分類して評価する。特に定量的効果については、事業完成後約 3 年を目処とした目標年の目標値（施設・機材の活用を含む）を設定する。また、定量的効果、定性的効果の検討の際には、JICA 内の他の事業・支援等との連携も考慮する。評価指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照

(URL: https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html)

6. 追加調査報告書（案）の作成

本調査結果を追加調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

7. 追加調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記追加調査報告書（案）をパラオ政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について説明・協議する。

協議の結果、追加調査報告書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、追加調査報告書に反映させる。

8. 追加調査報告書等の作成

パラオ政府関係者への追加調査報告書（案）の説明・協議を踏まえて報告書等を作成する。

第5条 報告書等

本業務は「調査業務」であり、本業務の成果品は「ファイナルレポート」とする。業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、協議等に必要な部数が発生した場合は別途受注者が用意する。

1. 提出報告書

報告書名	提出期限	言語	形態	部数
インセプションレポート	2026 年 11 月末（契約締結から 1 か月後）	日本語	電子データ	-
ドラフトファイナルレポート	2027 年 1 月末	日本語、英語	電子データ	-
ファイナルレポート	契約履行期間の末日	日本語、英語	電子データ（CD-R）	日本語、英語各 2 枚

2. その他提出物

(1) 議事録等

関係機関からのヒアリングや各協議後には議事録（面談録）を作成し、都度 JICA に提出すること。

(2) 収集した資料／データ

収集した情報／データは、報告書別添資料集として提出すること。

別紙 1：報告書目次案

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICA と適宜協議の上、調査を行うものとする。

調査要約

地図

写真集

1. 調査の内容

- (1) 調査の背景
- (2) 調査の概要
- (3) 調査団と調査行程
- (4) 調査結果の概略

2. 日本国内における海洋深層水取水施設建設・維持管理の経験

- (1) 建設に関する情報
- (2) 維持管理についての情報

3. パラオにおける海洋深層水取水・利用施設案の検討

- (1) 候補サイト周辺の自然状況調査結果
- (2) 施設レイアウト案の検討
- (3) 施工計画案の検討
- (4) 機材調達計画案の検討
- (5) 建設による環境影響分析
- (6) 建設に係る概算事業費の検討
- (7) 想定される事業効果の検討

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	国内事例の調査対象について沖縄県久米島町以外の事例及び調査方法	第3条(2)
2	海洋深層水多段利用事業における経済効果の検討方針	第3条(5)
3	海洋深層水取水管の製造メーカーや設置工事実績のある業者へのヒアリング実施方針	第3条(6)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 6.79人月

(現地渡航回数：延べ7回)

業務従事者構成の検討に当たっては、海洋深層水取水設備の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙1 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び

語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

- 1) 対象国及び類似地域：全途上国
- 2) 語学能力：英語

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形地質調査

(5) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- 大洋州地域 太平洋島嶼国等における海洋温度差発電および久米島モデル展開に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000057983.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000057984.html>

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラオ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこ

とします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：海洋深層水取水・利用に関する各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4－4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA(JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、

業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上があります（4,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地形地質調査	「第4条（4）候補サイトの現地調査」	4,000,000 円	地形地質調査費一式	再委託

（4）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（5）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（6）その他留意事項

なし

以上

別紙1：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2